

○内閣府令第十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項第一号イ（1）及び（2）並びに特定非営利活動促進法施行令（平成二十三年政令第三百十九号）第五条第二項の規定に基づき、特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定非営利活動促進法施行規則の一部を改正する内閣府令

特定非営利活動促進法施行規則（平成二十三年内閣府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(総収入金額から控除されるもの)</p> <p>第五条 法第四十五条第一項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 休眠預金等交付金関係助成金(特定非営利活動促進法施行令(第二十五条において「令」という。))第二条第一項ただし書に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。第六条及び第七条第四号において同じ。)</p> <p>(同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額)</p> <p>第六条 法第四十五条第一項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定める金額は、同号イ(2)に規定する受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の十(寄附者が法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあつては、受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額の百分の五十)に相当する金額とする。</p> <p>(受入寄附金総額から控除される寄附金の額)</p> <p>第七条 法第四十五条第一項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。</p>	<p>(総収入金額から控除されるもの)</p> <p>第五条 法第四十五条第一項第一号イ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>(同一の者からの寄附金の額のうち一者当たり基準限度となる金額)</p> <p>第六条 法第四十五条第一項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定める金額は、同号イ(2)に規定する受入寄附金総額の百分の十(寄附者が法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十七条各号に掲げる法人又は認定特定非営利活動法人である場合にあつては、受入寄附金総額の百分の五十)に相当する金額とする。</p> <p>(受入寄附金総額から控除される寄附金の額)</p> <p>第七条 法第四十五条第一項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、次に掲げる金額とする。</p>

<p>「一〇三 略」</p> <p>四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額</p> <p>(小規模法人に関する特例)</p> <p>第二十五条 令第五条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、第四条各号に掲げるものとする。</p> <p>2 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五条第一号から第五号まで及び第八号に掲げるものとする。</p> <p>3 令第五条第二項第二号に規定する内閣府令で定める寄附金の額は、第七条第一号及び第四号に掲げる金額とする。</p>	<p>「一〇三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>(小規模法人に関する特例)</p> <p>第二十五条 特定非営利活動促進法施行令(次項において「令」という。)第五条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、第四条各号に掲げるものとする。</p> <p>2 令第五条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五条第一号から第五号までに掲げるものとする。</p> <p>「項を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この府令は、特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第六十五号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この府令の施行前に特定非営利活動促進法第四十四条第一項若しくは第六十三条第一項若しくは第二項の認定の申請又は同法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請をした者のこれらの申請に係る認定又は有効期間の更新の基準については、なお従前の例による。